令和４年（ワ）第８１０８号

回答書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年０５月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　原告　　孫　　樹斌　印

東京地方裁判所民事第３１部ロ２係　御中

問１の（１）　ご理解は　正確です。

　執行官の暴力執行でした。

問１の（２）　ご理解は　正確です。

　刑事告発を請求することです。

問２　ご理解は　正確です。

　複数名警察官の不作為・職権濫用行為について　刑事告発を請求することです。

本訴は　民事訴訟です。原告は　単純な　損害賠償を請求することである。

原告は　犯罪の予防の目的として　日本国に　公務員の不法行為情報を提供する。

違法の公務員を処分する権利は　日本国だけの権利である。